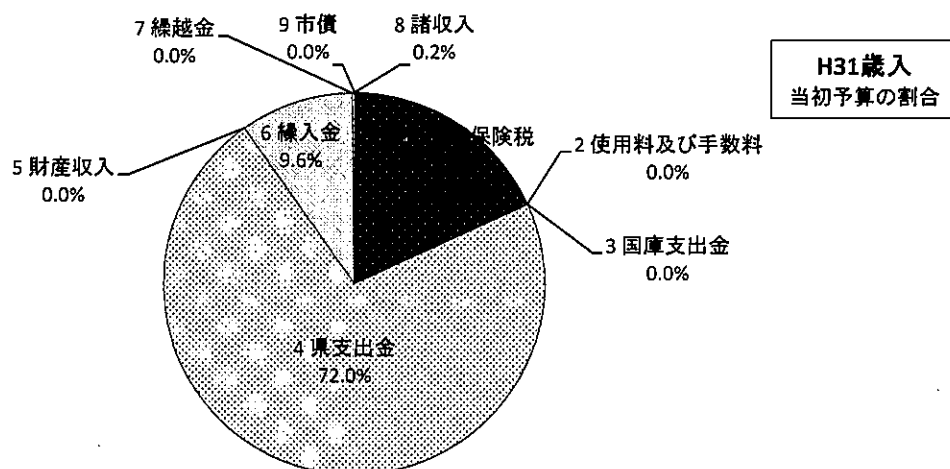


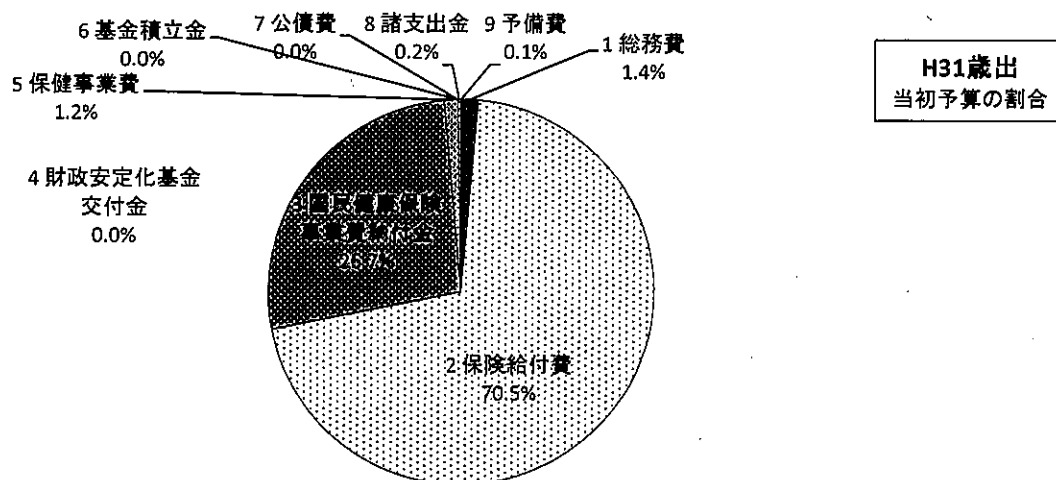
1 平成31年度国民健康保険事業特別会計予算（案）

(1) 歳入



科目	平成31年度 当初予算額 (千円)	平成30年度 当初予算額 (千円)	対前 年比	説明
1 国民健康保険税	1,505,273	1,537,886	0.98	医療分(0~74歳)、後期高齢者支援金分(0~74歳)、介護納付金分(40~64歳)の所得割、均等割、平等割
一般被保険者分	1,501,665	1,516,923	0.99	退職被保険者等以外の国保加入者
退職被保険者等分	3,608	20,963	0.17	65歳未満の老齢(退職)年金受給者及びその扶養者(要件あり)、平成27年度から新規適用終了
2 使用料及び手数料	600	600	1.00	国保税の督促手数料
3 国庫支出金	1	2	0.50	国から交付される補助金等
4 県支出金	5,972,936	5,945,976	1.00	県から交付される補助金等
県負担金	5,964,230	5,937,207	1.00	保険給付費に応じて交付される交付金や各市町村の取り組みに応じて交付される交付金
県補助金	8,705	8,768	0.99	県単独医療費助成制度の実施に伴う「医療費波及増」に対する助成
財政安定化基金交付金	1	1	1.00	災害等のやむを得ない事情により収入不足が生じた場合に、県財政安定化基金から交付される交付金
5 財産収入	160	878	0.18	財政調整基金の運用利子
6 繰入金	798,352	638,859	1.25	・定めに基づく一般会計からの繰入金 ・財政調整基金からの繰入金 276,826千円 (H30年度 0円 H29年度 0円)
7 繰越金	1	1	1.00	前年度からの繰越金
8 諸収入	17,763	16,468	1.08	国保税の延滞金、第三者(交通事故等の加害者)からの徴収金、国保資格喪失後の受診等の返納金など
9 市債	1	1	1.00	保険税の収入不足が生じた場合に県財政安定化基金から借り入れる借入金
(療養給付費等交付金)	0	1	—	退職被保険者の医療費に係る交付金
計	8,295,087	8,140,672	1.02	

(2) 歳出



科目	平成31年度 当初予算額 (千円)	平成30年度 当初予算額 (千円)	対前 年比	説明
1 総務費	114,446	117,161	0.98	国保事業を運営するための一般事務費
2 保険給付費	5,844,374	5,834,229	1.00	国保加入者に対する保険給付
療養諸費（一般）	5,072,464	4,976,629	1.02	医療機関等で保険証を提示して受診した医療費の保険者負担分
”（退職）	4,178	48,662	0.09	医師の指示により鍼、灸、マッサージ等を受けた場合の費用や補装具代の給付
高額療養費（一般）	714,328	745,995	0.96	同月内の医療費の支払が自己負担限度額を超えた場合の差額の給付
”（退職）	909	8,476	0.11	
移送費	350	450	0.78	医師の指示により入院や転院等の移送を行った場合の費用の給付
出産育児諸費	33,617	33,617	1.00	出産1件につき404,000円（産科医療補償制度加入医療機関で出産の場合は16,000円加算）を給付
葬祭費	3,900	4,500	0.87	葬祭1件につき30,000円を給付
審査手数料	14,628	15,900	0.92	国保連合会が実施するレセプト審査に係る手数料
3 国民健康保険事業費納付金	2,212,297	2,041,668	1.08	富山県全体の保険給付費の必要額の見込みから、射水市の医療費水準などを考慮して県が算出した納付金
医療給付費分	1,552,350	1,403,659	1.11	納付金のうち医療費にかかる分
後期高齢者支援金分	503,487	481,444	1.05	納付金のうち後期高齢者支援金にかかる分
介護納付金分	151,688	143,576	1.06	納付金のうち介護納付金にかかる分
退職者医療分	4,772	12,989	0.37	納付金のうち退職者医療制度にかかる分
4 財政安定化基金拠出金	1	1	1.00	災害等やむを得ない事情により財政安定化基金交付金を受けた場合の拠出金（交付金の1/3）
5 保健事業費	96,315	102,484	0.94	特定健康診査、特定保健指導、訪問指導、35歳節目健診、身体すっきり教室、人間ドック助成など
6 基金積立金	160	878	0.18	財政調整基金への積立金
7 公債費	2	2	1.00	一時借入金の利息
8 諸支出金	17,492	14,249	1.23	過年度国保税の還付金、過年度国県補助金等の精算に伴う返還金など
9 予備費	10,000	30,000	0.33	予備費
計	8,295,087	8,140,672	1.02	

2 確定係数による平成 31 年度納付金及び標準保険料率の算定結果

(1) 納付金

納付金の算定にあたっては、納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、被保険者の保険税負担が急激に増加することのないよう激変緩和措置が講じられている。(平成 35 年度まで継続して実施される。)

激変緩和措置の対象となるかどうかの判断には「一人当たり納付金額」が用いられ、平成 28 年度決算情報に基づいて計算した金額と平成 31 年度の試算額を比較して判断することとなっている。

○一人当たり納付金

※平成 31 年度は、3 か年分の自然増 8.0% (仮: 8.2%) を一定割合として設定し、激変緩和措置を実施

※激変緩和措置後、市町村ごとに平成 29 年度前期高齢者交付金精算金を加減算し、納付金を算出

射水市は激変緩和前の伸び率が一定割合を超えているため、激変緩和措置により 9.3% (仮: 8.5%) 増から 7.9% (仮: 8.0%) 増に伸びが抑えられたが、平成 29 年度前期高齢者交付金精算金の影響により、結果として 12.9% (仮: 13.1%) の伸びとなった。

平成 31 年度の納付金は、本算定における激変緩和措置の一定割合が下がったことにより、仮算定よりも 368 万円減額となった。

	H28 年度 円	H31 年度 (激変緩和前) 円	H28→H31 3 か年伸率 (%)		H31 年度 (激変緩和後) 円	H28→H31 3 か年伸率 (%)		H31 年度 (精算金込) 円	H28→H31 3 か年伸率 (%)
仮算定	112,349	121,923	108.5	激変緩和措置	121,389	108.0	+前期高齢者交付金精算金	127,048	113.1
本算定	112,349	122,761	109.3		121,194	107.9		126,837	112.9
県全体	117,566	125,636	106.9		125,455	106.7		130,326	110.9

○射水市納付金 (一般被保険者分)

被保険者数 (見込) 17,408 人

	H28 年度 千円	H31 年度 (激変緩和前) 千円		H31 年度 (激変緩和後) 千円		H31 年度 (精算金込) 千円
仮算定	2,117,041	2,122,440		2,113,136	(仮: +98,524 千円)	2,211,660
本算定	2,117,041	2,137,027		2,109,747	+98,232 千円	2,207,980

仮算定との比較 △ 3,680

(2) 標準保険料率

県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表したもので、市町村は県が示した標準保険料率を参考に保険料率を決定することとなる。

	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			
	医療費 指数	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円
標準保険料率 (仮算定)	0.947	6.94	28,002	19,538	2.61	10,512	7,335	2.35	12,181	5,633
標準保険料率 (本算定)	0.947	6.67	26,975	18,822	2.53	10,202	7,119	2.34	12,188	5,702
県 標準保険料率	0.955	6.43	37,172	—	2.53	14,465	—	2.44	18,136	—

※平成 29 年度前期高齢者交付金精算金は除外して計算されている。

3 現行税率と確定係数による標準保険料率での試算との比較

※平成30年度調定額で算出

(1) 医療分

		平成30年度 (現行税率)①	標準保険料率②	比較 (①-②)	対比 (%)
税率等	所得割額 %	6.80	6.67	0.13	1.9
	均等割額 円	24,000	26,975	△ 2,975	△ 11.0
	平等割額 円	24,000	18,822	5,178	27.5
	課税限度額 円	580,000	580,000		
一人当たり保険税額 円		66,298	65,569	729	1.1
保険税総額 円		1,147,226,106	1,134,608,902	12,617,204	1.1

(2) 後期高齢者支援金分

		平成30年度 (現行税率)①	標準保険料率②	比較 (①-②)	対比 (%)
税率等	所得割額 %	1.90	2.53	△ 0.63	△ 24.9
	均等割額 円	5,000	10,202	△ 5,202	△ 51.0
	平等割額 円	5,000	7,119	△ 2,119	△ 29.8
	課税限度額 円	190,000	190,000		
一人当たり保険税額 円		16,688	24,610	△ 7,922	△ 32.2
保険税総額 円		288,780,185	425,856,321	△ 137,076,136	△ 32.2

(3) 介護納付金分

		平成30年度 (現行税率)①	標準保険料率②	比較 (①-②)	対比 (%)
税率等	所得割額 %	1.20	2.34	△ 1.14	△ 48.7
	均等割額 円	5,300	12,188	△ 6,888	△ 56.5
	平等割額 円	6,000	5,702	298	5.2
	課税限度額 円	160,000	160,000		
一人当たり保険税額 円		17,241	29,807	△ 12,566	△ 42.2
保険税総額 円		79,794,791	137,946,932	△ 58,152,141	△ 42.2

(4) 全体分

		平成30年度 (現行税率)①	標準保険料率②	比較 (①-②)	対比 (%)
一人当たり保険税額 円		100,227	119,986	△ 19,759	△ 16.5
保険税総額 円		1,515,801,082	1,698,412,155	△ 182,611,073	△ 10.8

※現行保険税率と、県が示す標準保険料率で比較すると、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で大きく乖離がある。

後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに不足しており、全体分で見ると一人当たり保険税額では、1万9,759円の不足、保険税総額は1億8,261万円の不足となっている。

4 国民健康保険事業財政調整基金について

(1) 基金残高の推移

単位：千円

年 度	年度当初 基金残高	取崩額	積立額	年度末 基金残高※
平成 27 年度	986,884	160,000		827,423
平成 28 年度	827,423	130,000		698,141
平成 29 年度	698,141	0		698,789
平成 30 年度(見込)	698,789	0	82,593 (予算案)	781,382 (見込)
平成 31 年度(見込) (2019 年度)	781,382 (見込)	276,826 (予算案)		504,556 (見込)
平成 32 年度(見込) (2020 年度)	504,556 (見込)	180,000 (見込)		324,556 (見込)
平成 33 年度(見込) (2021 年度)	324,556 (見込)	180,000 (見込)		144,556 (見込)

※運用利子分の積立額含む

平成 30 年度は今後の収支見込から 8,259 万 3 千円を積み立てる予定としており、基金残高は 7 億 8,138 万 2 千円となる見込である。

平成 31 年度は保険税での不足額約 1 億 8 千万円と納付金に加算された平成 29 年度前期高齢者交付金精算金 9,823 万 2 千円を合わせ、2 億 7,682 万 6 千円を基金から繰り入れる予定としており、残高は 5 億 455 万 6 千円となる見込である。

平成 32 年度(2020 年度)以降は、平成 31 年度と同水準で基金からの繰入が必要になると仮定すると、平成 33 年度(2021 年度)には基金が 1 億 4 千万円余りとなる見込である。

5 平成 31 年度国民健康保険税率について

県が算定した本市の平成 31 年度納付金については、国・県の激変緩和措置により軽減が図られたものの、激変緩和措置の基準の見直しや平成 29 年度前期高齢者交付金の精算金の上乗せにより、前年度と比べ 1 億 7 千万円余り増加となった。

また、年々続く一人当たり医療費の増加を抑えるためには、予防可能な生活習慣病の発症や重症化を予防する対策が重要であり、保健事業に積極的に取り組む必要がある。

後期高齢者医療制度への移行等に伴う被保険者数の減少により保険税収入が減少する中、平成 31 年度の財政見通しについては収支不足が見込まれるが、財政調整基金からの繰入れにより収支均衡を図ることとし、平成 31 年度は保険税率の改定を行わないこととしたい。

6 平成31年度税制改正の要旨（国民健康保険税）について

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため見直しを行うもの。

区 分	課 税 限 度 額		引上額
	現 行	改 正 後	
医療分	58万円	61万円	3万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	—
介護納付金分	16万円	16万円	—
合 計	93万円	96万円	3万円

(2) 低所得者に係る国民健康保険税軽減判定所得の見直し

国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、基準の見直しを行うもの。

軽減割合	軽 減 判 定 所 得 の 基 準 額	
	現 行	改 正 後
7 割	基礎控除額 33 万円	現行どおり
5 割	基礎控除額 33 万円 + $27.5 \text{ 万円} \times$ (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 33 万円 + $28 \text{ 万円} \times$ (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2 割	基礎控除額 33 万円 + $50 \text{ 万円} \times$ (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 33 万円 + $51 \text{ 万円} \times$ (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)